

各種手当や助成を受けるためには申請が必要です。対象となる家庭や、申請する時期がそれぞれ異なり、所得制限などで手当や助成が受けられない場合もあります。あらかじめ確認しておきましょう。

● 妊娠・出産に関する手当

◆ 妊婦健康診査助成

【助成対象】すべての妊婦

【助成内容】母子健康手帳と合わせて交付される受診票により、公費で妊婦健診を受けられます。都外の医療機関等で受診した場合は、費用の一部を助成する制度もあります。

【申請時期】妊娠がわかったら

【問い合わせ】子ども家庭センター ☎042-527-3234

◆ 妊娠歯科健康診査助成

【助成対象】すべての妊婦

【助成内容】母子健康手帳と合わせて交付される受診票により、市内指定医療機関にて公費で妊婦歯科健診を受けられます。

【問い合わせ】子ども家庭センター ☎042-527-3234

◆ 新生児聴覚検査費用助成

【助成対象】すべての新生児

【助成内容】母子健康手帳と合わせて交付される受診票により、検査費用の一部を公費負担します。都外の医療機関で検査をした場合は、費用の一部を助成する制度もあります。

【問い合わせ】子ども家庭センター ☎042-527-3234

◆ 出産育児一時金

【支給対象】国民健康保険に加入中で出産された方

【支給内容】50万円（産科医療補償制度の対象でない医療機関で出産された場合は48万8千円）を支給します。

出産費用から出産育児一時金相当額を差し引いた金額を請求する「出産育児一時金直接支払制度」が利用できる医療機関の場合は、手続きは不要です。

直接支払制度を取り扱っていない医療機関等で出産された場合や直接支払制度を利用しない場合は、保険年金課までご相談ください。

【申請時期】出産時

【問い合わせ】保険年金課 ☎042-523-2111 内線1400

◆ 母子栄養食品の支給

【支給対象】生活保護受給世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦と乳児

【支給内容】粉ミルクを無償で支給します。※支給期間あり

【問い合わせ】子ども家庭センター ☎042-527-3234

◆ 未熟児養育医療費助成

【助成対象】出生時体重が2,000g以下、または2,000g以上でも生活力が特に弱く、医師が入院養育が必要と認めた新生児（1歳児未満）

【助成内容】保険診療に対して、自己負担分を助成します。（所得状況に応じて一部負担あり）※指定医療機関に限ります。

【申請時期】出生届提出時

【問い合わせ】子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1340

◆ 産前産後期間の国民年金保険料の免除

【免除対象】国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

【免除内容】出産（予定）日の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産（早産・死産・流産および人工妊娠中絶を含む）をいいます。

【申請時期】出生届提出時（後日、さかのぼって申請可能。出産前に申請希望の場合は要問い合わせ）

【申請方法】出産（予定）日が確認できるもの（母子健康手帳等）を用意し、市役所や年金事務所の窓口で申請

【持ち物】年金手帳もしくは基礎年金番号通知書、母子健康手帳等

【問い合わせ】保険年金課 ☎042-523-2111 内線1394

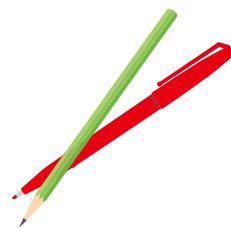
◆ 産前産後期間の国民健康保険料の免除

【免除対象】国民健康保険に加入中で出産された方

【免除内容】出産（予定）日の前月から4か月（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の3か月前から6か月）相当分の保険料が免除されます。

【申請時期】出産予定日の6か月前から

【問い合わせ】保険年金課 ☎042-523-2111 内線1406



●子どものいる家庭への手当

◆ 児童手当

【支給対象】 高校生年代までの児童で、下記のすべてに該当する児童の父母または養育者

- ・国内に住居している児童（留学を除く）
- ・施設（児童養護施設など）に入所していない児童

【支給内容】 手当の月額

3歳未満	15,000円
	30,000円（第3子以降）
3歳～高校生年代	10,000円
	30,000円（第3子以降）

【申請時期】 出生届提出時（公務員の方は職場に申請してください）

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1346

◆ 018（ゼロイチハチ）サポート

【支給対象】 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、令和7年度中に都内に住所を有するまたは有していた方

※各月1日時点の在住状況を確認します。

※令和7年度中に出生した方、都内に転入した方、都外へ転出した方も対象

【支給内容】 子ども一人当たり月額5,000円

【申請時期】 随時

【問い合わせ】

東京都018サポート給付金コールセンター ☎0120-056-018

●医療費助成

◆ 乳幼児医療費助成（乳）

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している、市内に住所を有する乳幼児（就学前）を養育している方

【助成内容】 乳幼児が医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分を助成します。

【申請時期】 出生届提出時

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1346

◆ 義務教育就学児医療費助成（学）

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している、市内に住所を有する義務教育就学児童を養育している方

【助成内容】 児童が医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分を助成します。

【申請時期】 立川市から⑧が交付されている方は、自動的に切り替えを行いますので、申請は不要です。

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1346

◆ 高校生等医療費助成制度（育）

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している、市内に住所を有する高等学校就学期の児童を養育している方

【助成内容】 児童が医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分を助成します。

【申請時期】 立川市から⑦が交付されている方は、自動的に切り替えを行いますので、申請は不要です。

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1346

◆ ひとり親家庭等医療費助成（親）

【助成対象】 下記のいずれかに該当するひとり親家庭等の養育者および児童

※児童が18歳に達する日の属する年度の末日まで（児童が一定程度の障害を有する場合は20歳未満まで）

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡、または生死不明
- ・父または母に重度の障害がある
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない
- ・父または母が保護命令を受けた

【助成内容】 医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。

【申請時期】 上記助成対象となったとき

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1345

◆ 心身障害者医療費助成（障）

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している方で、身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級）または、愛の手帳1・2度または、精神障害者保健福祉手帳1級の方。

※所得制限あり

※住民税課税世帯で⑧・⑦・⑥該当者は、⑧・⑦・⑥が優先。

【助成内容】 医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分を助成します。

【申請時期】 手帳の交付を受けたとき

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1511

●子どもの難病・障害等への手当など

◆ 児童育成手当（育成障害手当）

【支給対象】 施設（児童養護施設など）に入所しておらず、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度等の障害がある児童

【支給内容】 月額15,500円を支給します。

【申請時期】 手帳の交付を受けたとき

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1345

◆ 特別児童扶養手当

【支給対象】 施設（児童養護施設など）に入所しておらず、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の児童の父母または養育者（障害を理由とする年金を受けていないこと）

【支給内容】 手当の月額

重度障害児（1級）	56,800円
中度障害児（2級）	37,830円

【申請時期】 手帳の交付を受けたとき、支給対象となったとき（要特別児童扶養手当用診断書）

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1344

◆ 障害児福祉手当

【支給対象】 精神または身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある方

【支給内容】 月額：16,100円（令和7年度）

【申請時期】 支給対象となった時（診断書の添付が必要です）

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

◆ 重度心身障害者手当

【支給対象】

- ・重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方
- ・重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方
- ・重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度以上の方

【支給内容】 月額60,000円を支給します。

【申請時期】 支給対象となったとき

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

◆ 心身障害者手当

【支給対象】

①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方

②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方

【支給内容】 手当の月額 ①6,000円 ②4,500円

※難病手当、児童育成手当（障害手当）との併給不可

【申請時期】 手帳の申請をするとき

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

◆ 難病手当

【支給対象】 国・東京都の指定する特殊疾病に罹患し、特定医療費（指定難病）受給者証、または⑩医療券を所持している方

【支給内容】 月額6,000円を支給します。

※心身障害者手当、児童育成手当（障害手当）との併給不可

【申請時期】 受給者証、医療券の申請をするとき

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

◆ 難病医療費助成等

【助成対象】 国が指定している難病と都が指定している難病に罹患している方（入院・通院）

【助成内容】 治療にかかる費用等（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1514

◆ 自立支援（育成）医療費助成

【助成対象】 身体に機能障害があり、手術などにより、障害改善が見込まれる18歳未満の児童

※市町村民税（所得割）が235,000円未満。235,000円以上でも、病状により助成対象になる場合があります。

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。（指定医療機関に限る）

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1340

◆ 自立支援（精神通院）医療費助成

【助成対象】 精神疾患、てんかんなどの通院治療を必要としている児童

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。

【申請時期】 随時（ただし精神疾患などの治療のための入院中を除く）

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1511

◆ 大気汚染医療費助成（18歳未満）

【助成対象】 気管支ぜん息などの疾病にかかっており、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する18歳未満の児童

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）を公費により助成します。

※18歳以上の方は障害福祉課（内線1514）へ

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1340

◆ 小児慢性特定疾病医療費助成

【助成対象】 小児慢性特定疾病（慢性心疾患・慢性腎疾患など）に罹患している児童（入院・通院）

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。（指定医療機関に限る）

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1340

◆ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

【助成対象】 小児慢性特定疾病の対象となっている18歳未満の児童

【助成内容】 車いす等18品目の日常生活用具を給付します。（一部自己負担があります）

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1517～1523

◆ 小児精神入院医療費助成

【**助成対象**】 精神疾患のため精神科病棟にて入院治療を必要としている満18歳未満の児童

【**助成内容**】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの自己負担分を公費により助成します。

【**申請時期**】 随時

【**問い合わせ**】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1511

◆ 心身障害者扶養共済

【**助成内容**】 障害を有する方の保護者が加入し、死亡または身体および精神の機能を著しく喪失した状態になったとき、障害者本人に年金などを支給します。

【**申請時期**】 随時

【**問い合わせ**】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

● 入園・就学支援など

◆ 幼稚園入園支度金貸付

【**支援対象**】 幼稚園等に入園する幼児の保護者

【**支援内容**】 入園支度金70,000円の貸付（無利子）をします。
※市税を滞納していないことなど、いくつか条件があります。

【**申請時期**】 入園決定後

【**問い合わせ**】 保育課 ☎042-523-2111 内線1324

◆ 私立幼稚園園児補助金

【**支援対象**】 幼稚園に入園している児童の保護者

【**支援内容**】 市制度と都制度の2つからなります。市制度は、所得にかかわらず月額5,300円を補助します。都制度は、所得により支給の要件・金額が異なる場合があります。

【**申請時期**】 入園後 3月上旬まで

【**問い合わせ**】 保育課 ☎042-523-2111 内線1324

◆ 認証保育所等利用者負担軽減補助金

【**支援対象**】 認証保育所、企業主導型保育施設を月極めでご利用の保護者

【**支援内容**】 年齢やきょうだいの有無により、お子さん一人当たり月額上限20,000～40,000円を補助いたします。

※市外在住のお子さん、保育料が未納入の方は対象外

※市外の施設をご利用の場合は、保育課までご連絡ください。

【**申請時期**】 対象施設に入所したとき

【**問い合わせ**】 保育課 ☎042-523-2111 内線1324

◆ 就学援助制度

【**支援対象**】 立川市在住で、国公立小・中学校の通常の学級に通学する児童・生徒のいる、経済的に就学困難な世帯

【**支援内容**】 学用品費、校外活動費等の一部を援助します。

【**申請時期**】 3月中旬～（転入等は随時受付）

小学校の入学準備金の申請は入学前の12月1日～

【**問い合わせ**】 学務課 ☎042-523-2111 内線2516

◆ 特別支援教育就学奨励費

【**支援対象**】 立川市立の小・中学校特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる世帯等

【**支援内容**】 学用品費、校外活動費等、就学に必要な費用を援助します。

【**申請時期**】 4月～（転入等は随時受付）

【**問い合わせ**】 教育支援課 ☎042-506-0018

◆ 外国人学校通学者に対する補助

【**支援対象**】 立川市に住民登録のある方で、公立の小・中学校に相当する外国人学校に通学している児童・生徒の保護者
※生活保護受給者を除く

【**支援内容**】 月額2,000円を補助します。

【**申請時期**】 2月

【**問い合わせ**】 市民協働課 ☎042-523-2111 内線2632

◆ 受験生チャレンジ支援貸付事業

【**支援対象**】 中学3年生・高校3年生等の受験生がいる一定所得以下の世帯

【**支援内容**】 当年度の学習塾などの費用と受験料の貸付をします。貸付対象となる学校へ入学した場合、免除申請の手続きを行うことにより返済が免除されます。

【**申請時期**】 4月～翌年1月末

【**問い合わせ**】 立川市くらし・しごとサポートセンター
（立川市社会福祉協議会内） ☎042-503-4308 [3 図B-2]

◆ 私立学校教育費負担軽減助成・貸付事業

都内在住で、私立学校に通う方、私立学校を目指す方の経済的負担を軽減するため、授業料および授業料以外に対する助成や、入学支度金・学費全般に対する貸付（無利子）など、都民の教育費負担の軽減事業を行っています。

【**問い合わせ**】 東京都私学財団

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html

● ひとり親に対する手当など

◆ 児童扶養手当

【**支給対象**】 18歳に達する日の属する年度末までの児童（20歳未満であり政令で定める程度の障害を有する児童を含む）で下記のいずれかに該当する児童の父母または養育者
※公的年金を受給できる場合は、手当額から年金額を差し引きます。

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡、または生死不明
- ・父または母に重度の障害がある
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない
- ・父または母が保護命令を受けた

【**支給内容**】 手当の月額

全部支給	46,690円
一部支給	11,010円～46,680円
加算：2人目以降	5,520円～11,030円

【**申請時期**】 上記支給対象となったとき

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1345

◆ 児童育成手当（育成手当）

【**支給対象**】 18歳に達する日の属する年度末までの児童で、下記のいずれかの状態にある児童を扶養する保護者

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡、または生死不明
- ・父または母に重度の障害がある（身体障害者手帳1・2級程度）
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない
- ・父または母が保護命令を受けた

【**支給内容**】 月額13,500円を支給します。

【**申請時期**】 上記支給対象となったとき

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1345

◆ 母子及び父子福祉資金貸付事業

【**支援対象**】 都内に6か月以上居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方
※貸付には審査があります。また連帯保証人が必要です。

【**支援内容**】 自立のための資金の貸付をします。

【**申請時期**】 随時

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1350

◆ 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

【**支援対象**】 看護師・介護福祉士等、養成機関で修業期間6か月以上の国家資格等の取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父

【**支援内容**】 月額100,000円（非課税世帯の場合）を支給します。
※上限4年

【**申請時期**】 随時（養成機関の申込み前にご相談ください）

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1350

◆ 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

【**支給対象**】 厚生労働省が指定した講座のうち、経済的自立が図られる講座を受講する母子家庭の母または父子家庭の父
【**支給内容**】 講座を修了した場合に受講料の6割（上限20万円）を支給します。（受講料が2万円以下の場合は対象外）
【**申請時期**】 随時（受講の申込み前にご相談ください）

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1350

◆ ひとり親家庭への自立支援

【**支援対象**】 自立を目指すひとり親家庭の母または父

【**支援内容**】 就労、転職、その他の相談に母子・父子自立支援員が継続的に支援します。また、ハローワークと連携し、自立に向けて支援していきます。

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1350

◆ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【**支援対象**】 都内在住で、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指すひとり親家庭の母または父

【**支援内容**】 訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）を貸付します。養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、東京都内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業継続をした場合には返済が免除されます。

【**申請時期**】 入学、就職後3か月以内

【**問い合わせ**】 立川市くらし・しごとサポートセンター
（立川市社会福祉協議会内） ☎042-503-4308 [3 図B-2]

◆ 養育費確保支援事業

【**補助対象**】 ひとり親家庭の方で、養育費の取り決めに必要な費用や養育費保証契約にかかる保証料を負担した方

【**補助内容**】 負担した費用の一部を補助します。

【**申請時期**】 随時（事前にご相談ください）

【**問い合わせ**】 子ども政策課 ☎042-523-2111 内線1344

◆ 子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准しました。この条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

●**差別の禁止** すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

●**子どもの最善の利益** 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

●**生命、生存及び発達に対する権利** すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●**子どもの意見の尊重** 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



立川市 ファミリー・サポート・センター



子育てを手伝って欲しい方と子育てのお手伝いができる方が
会員となって地域で子育てを支える制度です



保育園・幼稚園
学校・習い事などの
送迎やその前後の
預かり

利用者の声

地域の方との
つながりに
心強さを
感じています

保護者の
外出・就労時の
預かり



ご利用には
入会登録が必要です
*入会は無料です

住所

〒190-0022 立川市錦町3-3-6
立川市子育て支援・保健センター はぐくるりん3F

TEL

042-528-6873

開所時間

月曜日～土曜日(9:00～17:00)

休所日

日曜日・祝日・年末年始

入会対象

原則、市内在住の方

*0歳～小学校卒業までのお子さんをもつ方

*妊娠中の方

入会方法など詳しくは、
立川市ホームページ
「ファミリー・サポート・センター」を
ご覧ください。

二次元コードはこちら▶▶



●その他の支援

◆ ベビーシッター利用料の一部を助成

【助成対象】

- ・待機中の未就学児（0～5歳児クラス相当）の保護者
- ・保育園等（0歳児クラス）に申し込まず、1年間の育児休業を満了して復職する保護者（復職した日から）
- ・夜間帯の保育を必要とする保護者

【助成内容】 保育園が決まらずお困りの方や夜間の保育を希望する方などへ、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

利用料：1時間あたり150円（税込）

利用可能時間：上限1日11時間まで（月220時間まで）

※事業者の規定により、登録料や保険料が別途かかります。

※利用可能時間は保育認定時間により異なります。

【申請時期】 随時（利用開始までに1か月程度かかりますので、早めに申請してください）

【問い合わせ】 保育課 ☎042-523-2111 内線1320

◆ 生活福祉資金貸付制度

【支援対象】 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

【支援内容】 教育支援資金（学校の授業料や入学する際に必要な費用）・福祉資金（出産に必要な経費等）などの貸付や相談支援を行います。

【申請時期】 随時（原則未払い）、資金貸付までに1か月程度かかりますので、お早目にご相談ください。

【問い合わせ】 立川市くらし・しごとサポートセンター（立川市社会福祉協議会内） ☎042-503-4308 [3 図B-2]